

翻訳：

イブン・タイミーヤ著『スンナの道』第3章第1節翻訳(2)

Translation of Ibn Taymīya's *Minhāj al-sunna* (2)

西山 尚希

Naoki NISHIYAMA

I. はじめに

本稿は『イスラム思想研究』第2号に投稿した「イブン・タイミーヤ著『スンナの道』第3章第1節翻訳(1)」, 88-105の続きである。解題についてはそちらを参照されたい。

II. 翻訳

1. 凡例と底本

角括弧は文意をより明瞭にするために言葉を補う場合に用いる。また丸括弧内には、理解を援けるために直前箇所の説明や補足、またはアルファベットで直前箇所のアラビア語転写を示した。また、クルアーンの章句は二重山括弧で区別して示し、この翻訳にあたっては中田考監修『日亜対訳クルアーン：「付」訳解と正統十読誦注解』作品社、2014年を参照しつつ作成した。また、作中で引用されるハディースについては独自訳である。

先行研究の多くが依拠する『スンナの道』の校訂本として、Ibn Taymīya, *Minhāj al-sunna al-nabawīya fī naqḍ kalām al-Shī'a al-Qadarīya*, ed. M. R. Sālīm, 9 vols., Cairo, Maktabat Ibn Taymīya, 1986が挙げられ、脚注においても写本による表現の相違に詳しく、また他にめぼしい校訂本が見当たらないことから、前年度と同様に、本稿でもこれを底本とした。訳出箇所と対応する箇所は vol. 6, 382-429 である。そのうち『イスラム思想研究』第2号で扱った箇所は 382-402 であり、本稿で扱う箇所は 402-429 である。

2. 翻訳

第8の観点は、次のように言われるものである。

アッラーに由来する悪 (mā yaqbuḥu min Allāh) について人々は2説に分かれている。彼らの中には次のように言う者がいる。「不正 (zulm) は [アッラー] に不可能である。悪を行うことはありえず、何であれ彼の行為は良いもの (ḥasan) である」。彼らの説においては、「然々は [アッラー] に由来する良いことである」と彼らが言うことは [当然のことであるから] ありえず、まして [良い行為の] 義務性についての言説はなおのことである。

第2の説は次のように言う者の説である。至高者が《おまえたちの主は彼自身に慈悲を書き定めた》(6:54) と言ったように、正義 ('adl) や慈悲 (rahma) は彼による彼自身に対する義務

化によって (bi-tjābi-hi 'alā nafsi-hi) 義務なのである。また、真正集で「我が僕たちよ、我は我自身に不正を禁じ、おまえたちにそれを禁じられたものとした。ゆえに不正をするな」⁽¹⁾と言ったように、彼による彼自身への禁止によって不正は禁じられた。そして [第2の説を奉ずる者は] 以上のことは理性的に考えて (bi-al-'aql) 必然であると言う。

いずれの説においても、アッラー——彼に賞賛あれ——から不正は生じず、彼は義務を放棄しない。彼は彼に義務となったことを既に為したのであるが、そうでありながらも、目的であるこれらの公益 (al-maṣāliḥ) を生じさせるもの、すなわち無謬者 (al-ma'ṣūm) を創造しなかった。

というのも、もしこれらの公益が無謬者の創造によってのみ生じるものでありながら、それ (公益) が生じなかったのならば、彼の創造は求められるもの (maṭlūb) ではあるものの、義務ではないということが帰結する。もし求められるものの全てが達成されるためには、彼の創造やその他の諸物の創造なくしては [公益が] 生じないとしても、その [求められるもののうちの] 何も創造しないにせよ、あるいはその一部を創造しないにせよ、[アッラーは] この全てのものを創造したわけではないことになる。

多かれ少なかれ義務の放棄は彼に不可能であるので、それら2つの仮定において、これらの求められるもの (公益) を必然化するもの (無謬者やその他の諸物) の創造は彼に義務ではないということが帰結する。これ (無謬者やその他の諸物の創造) が彼に義務でないのであれば、これ (公益) が生じないような無謬者を創造することと、彼を創造しないことに差はないのであり、これ (無謬者の創造) は義務ではない。よってこのとき [無謬者が] 存在することは必然ではない。ゆえに、[無謬者の] 存在の必然性の主張はいかなる仮定においても無効である。

「求められるものは [無謬者の] 創造と、義務賦課者 (mukallaf) の彼への服従によって生じる」と言われたならば、次のように [反論として] 言われる。もし義務賦課者の服従がアッラーの力の及ぶもの (maqdūra) でありながら、[アッラーは服従を] 創造せず、求められるような無謬者による公益を創造しなかったのならば、[義務賦課者に服従を創造することは] アッラーには義務でない。

もし [服従を創造することがアッラーの] 力の及ぶものでないならば、服従がないことによって義務賦課者に関して義務が不可能となったのであって、どうしてアッラーに関することであろうか。[否、アッラーには無関係のことである。]

そのものなくしては義務性が完結しないにもかかわらずそれが存在しないのであれば、そのことは義務ではない。他者の行為なくしては得られないような公益の獲得は———その他者が援けてくれる場合を除けば———人間に義務とはならないということをおまえは知らないのか。たとえば、礼拝先導者の後方にいることや [一定数の] 人数なくして⁽²⁾金曜礼拝は義務とはなら

⁽¹⁾ Muslim 1991, vol. 4, 1994-5.

⁽²⁾ イスラム法学上、金曜礼拝が有効であるためには一定数の人数が集まるのが条件であり、その人数を集められない場合、ズフルの礼拝が義務になるとされる。その最低人数については様々な説があるが、ハンバル学派の多くのウラマーは40人とする説を奉じている [Ibn Taymiya n.d., vol. 24, 187]。ただしイブン・タイミーヤは金曜礼拝のための必要最低人数を3人とする [Ba'li 2013, 222]。

ず、その礼拝先導者や残りの人員が得られるとき以外には金曜礼拝をすることはその人間に義務とはならない。また、安全を保障する同伴者や駄獣を貸し出してくれる者がいなくては行くことが義務とならないハッジも、彼と共にそれらを行う者が得られなければ義務とはならない。不正を被る者への不正を抑制することも、援助なしには不可能であるならば、協力を得られない者には義務とはならない。

彼ら(十二イマーム派)が、「主はこれらの無謬者の創造によって生じる公益を彼の僕に与える義務がある」と言ったならば、その公益は、無謬者に服従する者の存在によってしか得られないのであるが、至高なるアッラーはこの仮定(アッラーは人々の服従を創造できないという仮定)において、人々を彼(無謬者)に従わせることができないのであり、無謬者の創造は彼に義務ではない。というのも、それ(服従する者の存在)なくしては義務が為されないものには義務性がなく、また無謬者だけでは求められるもの(公益)を為すことができないためである。

「彼(無謬者)に従うような一部の人々をアッラーは創造するであろう」と[十二イマーム派から]言われたならば、以下のように[反論として]言われる。第1に、物事の顛末を知る者にはこれは不可能だ[とわかる]。第2に次のように言われる。求められるもの[が得られるための]条件(shurt)が得られることも得られないこともあり、そしてそれが多くの時代、ほとんどの時代、あるいはすべての時代に得られないというのならば、無謬でない者(統治者)が創造され、彼が多くのあるいはある時に正義を行う者であるということが可能である。よって目的(公益)の達成は、ある時には不正を行うが多くの時に正義を行うような者によって[達成される]。彼(統治者)の存在による公益がその害より多いのならば、正義を一切行えず不正の何も抑えられないような、一切の公益がない者(無謬者)よりも[無謬でない統治者の方が]良い。

「主は無謬者の創造という彼に義務であることを為したが、しかし人々が無謬者への不服従によって公益を消滅させた」と言ったならば、次のように[反論として]言われる。第1に、公益が達成されるよう[人々が]無謬者を援けることなく、むしろ彼に背き、[来世で人々が]罰されるということを[アッラーが]知っていたならば、彼の創造は義務ではなく、彼らの説によるとむしろ[アッラーに]叡智がないことになってしまう。また[反論として]次のように言われる。第2に、全ての人々が無謬者に服従しなかったのではなく、人々のある者たちが彼に服従せず彼を阻んだのである。多くの人々が彼に服従し彼の言うことを知ろうと切望したのである。どうして[アッラーは]彼らが彼に服従できるようにしなかったのか。

「不正者たちが彼ら(無謬者に服従しようとする人々)を阻んだのだ」と言われたならば、[反論として]次のように言われる。主は不正者たちを阻むことができるというのに、不正者たちの言説から彼ら(無謬者に服従しようとする人々)を遠ざけなかったではないか。もしそれ(主が不正者を阻むこと)ができなかったならば、公益を達成することができないことを知り、それ(無謬者の創造)を為さないだろう。以上のような仮定があるのに、どうしておまえたちは「預言者ならざる無謬者の創造が可能である」などと言うのか。だが彼らにはこのよう

に「主張することが」義務なのである。もし彼らが「アッラーは僕たちの諸行為の創造者である」と言うのであれば、人々が無謬者へ服従することが可能になるように、不正の動因の除去が「アッラーに」可能なはずだからである。もし彼らが「アッラーは人間の諸行為の創造者ではない」と言うのであれば、次のように「反論として」言われる。無謬性（‘iṣma）とは、その行為者（無謬者）が善行を意図し、悪行を意図しないことでのみ成り立つにもかかわらず、彼ら（十二イマーム派）の説においては、アッラーは一人の意図すら変えることができないのであり、よって「アッラーは」彼を無謬者にすることはできない。これはカダル派（al-Qadāriya）の説「を採用した場合に」特有の、個人を無謬者として創造することを否定する論証でもある。無謬性は人間が善行を意図し、悪行を意図しないことによって成り立つ。「人間が」意図を生じさせるのであって、カダル派の説では至高なるアッラーは一人の意図すら生じさせることができないのだから、アッラーは誰をも無謬者とすることは不可能である。

もし「十二イマーム派が」「無謬者の意図を善へと傾かせるものをアッラーは創造する」と言ったならば、次のように「反論として」言われる。もしそれが強制的（mulji）であるならば「アッラーがそれを付与するかどうか」が人間の行為を完全に左右するため「義務賦課は消滅する（成り立たない）。もし強制的でないのであればそれは無用のものである。

もしそれ（善への傾向付け）がおまえたちの説において「アッラーに」可能なのであれば、おまえたちはアッラーに対して全ての僕に最善を為すことを義務とし、また報酬は無謬者に関して阻まれないと同様に「全ての人に」阻まれないとするのに、すべての僕に対して彼らに最善のことであろうそれ（善へと傾向付けること）をしなかったというのか。

第9の観点は次のように言われるものである。霊魂による肉体の経緯（tadbīr）に対して人間が持つ必要性（ḥāja）は、指導者（ra’īs）に対して都市（madīna）が持つ必要性よりも大きい。人間は、内心において（bi-bāṭin）不信仰に陥り、内心において背神し、不正や悪の多くのことを密かに行うことが可能であるものの、無謬者はそれを知らず、知ったとしてもそれらを止めることはできないというのに、至高なるアッラーが人間の霊魂を無謬なものとして創造しないのならば、どうして指導者を無謬なものとして創造することが彼に義務となろうか。これ（人間の霊魂を無謬なものとする）が義務でないならば、どうしてそれ（指導者を無謬なものとする）が義務であろうか。

第10の観点は次のように言われるものである。

イマームたちに求められるものは、彼らによる善が悪より多く、また彼らが存在せず彼らの「イマーム」位がないときよりも、彼らと共にいる人間が利に近づき害から遠ざかるということであるか、それとも彼ら「が存在すること」の目的は善の存在であり悪は「一切」ないのか、それとも「目的は」一定量の善があるということか。

もし第1のものであるならば、これは統治者（wulā al-umūr）の大多数において達成される目的である。アリー（‘Alī ibn Abī Ṭālib, r. 656-61）の時代に達成されたよりも多く、アブー・バクル

(Abū Bakr, r. 632-4), ウマル ('Umar ibn al-Khaṭṭāb, r. 634-44), ウスマーン ('Uthmān ibn al-'Affān, r. 644-56) の時代にこの目的は達成された。また、12人 [のイマーム] によって達成されたものよりも多く、ウマイヤ家やアッバース家のカリフたちによって達成された。また、「時の主 (ṣāhib al-zamān)」と呼ばれるムンタザル (al-Muntazar, 十二イマーム派の第12代イマームであり、873年以降現在に至るまで幽隠の状態にあるとされる) によって達成されたものよりも多く、東ローマ帝国やテュルク、インドの諸王によって達成された。ある指導者が統治を行い、そして彼や同等者が存在しないと仮定して [考えると]、彼よりも彼以外の者 [による統治] の方が善が多いかもしれないものの、「暴君 (imām jā'ir) の60年は統治者のいない一晩に勝る」と言われるように、彼が存在しないことの悪は、彼が存在することの悪よりも大きい。

もし求められるものは悪が伴わないような善の存在であると言われたならば、次のように [反論として] 言われる。このようなことは起こらなかった。アッラーはそのようなものを創造せず、またそのようなものを不合理なく必然とするような諸原因 (asbāb) を創造しなかった。そのようなものを、そしてそれに付随するものをアッラーに必然であるとみなす者は、理性的に考えて論理の誇張 (mukābara) であるか、もしくは彼の主を非難することになる。それ (無欠の善) をあらしめるもの (善の諸原因) を創造しない限り、それ (無欠の善) の存在とともにありうるもの (善に付随するもの) の創造によってそれ (無欠の善) が達成されることはない。

同様のことは人間の諸行為についても言われるが、無謬者についての言説はより一層のものである。なぜなら彼による公益は彼の能力の外部にある諸原因に依るのであるが、ラーフィダ派的ムウタズィラ派 (Mu'tazila Rāfiḍa) ⁽³⁾ である彼らによると [諸原因は] アッラーの能力の外部ですらあり、そのようなことをアッラーに義務付けることは、彼の僕全てが公益を創造することを義務付けるよりも間違っているからだ。

第11の観点は次のように言われるものである。

彼 (アッラーマ・ヒッリー) の言説である「もしイマームが無謬でなければ他のイマームを必要とする。なぜならイマームを必要とする原因は、ウンマに間違いがありえるからである。もし彼 (イマーム) に間違いがありえるとすれば他のイマームが必要となる」⁽⁴⁾ について次の

⁽³⁾ 「ラーフィダ派 (al-Rāfiḍa)」という用語は、スンナ派の用法ではイマーム派に対する蔑称であり、ウマイヤ朝カリフに対して武装蜂起したザイド・イブン・アリー (Zayd ibn 'Alī, d. 740) を見捨てた (rafāḍa) シーア派集団を指すものである。そのため一般的にはイスマーイール派など、第5代イマームをムハンマド・バーキル (Muḥammad al-Bāqir, d. 733) であるとする分派全体を指す。一方でイマーム派がラーフィダ派を自称する際は、アブー・バクルやウマルのイマーム位を拒否した (rafāḍa) 集団という意味で用いるため注意が必要である [Kohlberg 1979, 1-9]。またムウタズィラ派と十二イマーム派はブワイフ朝期に相互の学説に影響を及ぼしつつ発展したため、両派の学説には類似性の高いものも多かった [Abdulsater 2017, 2-4]。

⁽⁴⁾ Hilli 2004, 138 に該当する箇所がある。語句はほとんどイブン・タイミーヤの引用と合致するが、「もしイマームが無謬でなかったならば (law lam yakun al-imām ma'sūm)」はイブン・タイミーヤによって挿入された語句である。ただし、アッラーマ・ヒッリーの主張と意味上の変化を生じさせるも

ように「反論として」言われる。イマームが間違えたときウンマにその間違いを指摘する者がおり、よって集団の間違いにおける一致は起こらないということがどうしてありえないと言えようか。もしウンマの一部が間違えたならば、イマームかその代理人かその他がそれを指摘し、もしイマームかその代理人が間違えたならば、同様に他の者がそれを指摘する。各個人ではなく、多数派 (ahl al-jamā'a, スンナ派を指すと考えられる) が主張するように、集団に無謬性があるのだ。

これは、多数が伝える伝承の継承者 (ahl khabar al-tawātur) の各個人には間違いが可能であり、ともすれば故意に嘘をつくことも可能だが、しかし通常であれば (fi al-'āda) 「継承者たちの」集団「全体」にはそれがありえないと同様である。新月やその他の精微な物事の観測者たち⁶⁾などについても、彼らのうちの一個人には誤りが可能であるかもしれないが、多数には不可能である。算術 (hisāb) や幾何学 (handasa) を調べる者たちも、1, 2 個の問いについて彼らのうちの一個人には誤りが可能であるが、それについて知識人が多ければ、通常であれば彼ら「全員」の誤りは不可能であるのも同様である。

主張が一致する人々における無謬性の確立は、個人に対する確立よりも理論的で現実的であることが知られている。もしある特定のものについて寄り集まった状態で、多数「の人々の集団」に無謬性が可能でないのであれば、一個人に対して不可能であることはなおのこと「不可能」であり、またその一個人に「無謬性が」独立して可能であったとしても、その無謬の個人にその同類者たちが加わる方がより相応しく、適切である。ゆえに、集団に無謬性が確立することの方が個人にそれが確立することよりも相応しい。この「集団における」無謬性によってイマームの無謬性に求められる目的は達成されるのであり、よってイマームの無謬性「の必然性」が確定しないということが知られた。

ラーフィダ派の無知な点としては、彼らはムスリムたちのうちの一人に無謬性を義務付けながらも、その中に無謬なる一人がいなければムスリムたちの集団に間違いがありえるとみなすところだ。多数のウラマーたちが、彼らの学的究明 (ijtihādāt) において意見を違えながらも、ある言説に一致したならば、一人「の主張」よりも適切性においてより相応しく、また単一の経路で伝わる伝承 (khabar wāhid) による知の獲得が可能であるならば、多数の経路で伝わる (al-akhbār al-mutawātira) 伝承による「知の」獲得の方がより相応しいということは、明らかに理解されることである。

このことからわかることの一つが次のことである。イマームは一般的公益 (maṣāliḥ 'amma) について人々と協働している。というのも、「イマームと人々が」それにおいて協働しなくてはイマーム一人ではそれを為しえないからである。ハッド刑を執行し、権利を保障し (yastawfi al-ḥuqūq), 義務を全うし (yuwaffi-hā), 敵に対してジハードを行うことは、「人々が」彼を援けることなしには不可能である。況や、彼らと金曜礼拝や集団礼拝を行うことは、彼らが彼と共に礼拝しなければ不可能であるし、彼が彼らに命じることを彼らが為すことは、彼らの能力と意

のではない。

⁶⁾ 斎戒が義務となるラマダーン月の始まりは新月の観測によって認められる。

図なくしては不可能である。[人々が] 行為や能力において協働するならば、[イマームは] そのことにおいて彼らから孤高であってはならない。同様に、知や見解は、孤高であるのではなく、彼らと協働して、彼は彼らを援け、彼らは彼を援けなくてはならないのである。彼の能力は彼らの援けなくしては無力であり、同じく彼の知も彼らの援けなくしては無力なのである。

第12の観点は次のように言われるものである。

イマームたちやウンマが必要とする信仰に関する知識は2種類ある。5回の礼拝、ラマダーン月の齋戒、喜捨、ハッジの義務や、姦通、窃盗、飲酒の禁止などの一般的知識 ('ilm kullī), そしてある事例における喜捨の義務、ある事例におけるハッド刑の執行の義務などの個別的知識 ('ilm juz'ī) である。

前者については、シャリーアで事足りるのであり、そこにおいてイマームを必要とすることはない。預言者は必要不可欠なシャリーアの一般規定 (kulliyāt al-sharī'a) について明文として伝え、あるいは類推 (qiyās) を必要とするものを残した。前者はその目的となるもの(知識)を確立し、後者は、類推によってその範囲[の知]が得られる。

もし[十二イマーム派から]「明文によっても類推によっても知られず、無謬者の言葉によつてのみ知られるものを[預言者は]残した」と言われたならば、この無謬者は、代理人 (nā'ib) としてではないような、預言者性を[預言者ムハンマドと]共有する者である。預言者[から伝えられる]明文に依らずして義務付けと禁止を行うのであるならば、彼なしに事足りるのであり、預言者に従わないことになる。このような者は預言者以外の何者でもないことになる。預言者の後継者 (khalīfa li-nabī) でしかない者は、預言者なしに事足りるということはない。

類推について、それが法源 (hujja) であるならば人々はそれを参照することが可能であり、法源でないならば預言者が一般規定において明言することが義務であったことになる。

また、至高者は言った。《今日私はおまえたちにおまえたちの宗教を完成させ、おまえたちに私の慈悲を完遂し、おまえたちにイスラームの信仰を望んだ》(5:3)。これは、信仰は完成しており、それ以外のものを必要としないということについての明文である。

人々はこの原則について三つの説に分かれる。彼らの中には、「明文は、シャリーアの一般規定の全てを完全に組み込んでおり、類推の必要はなく、むしろ類推は許されない」と言う者がいる。また彼らの中には、「明文は出来事の多くのものを扱っておらず、類推を求める必要性がある」という者がおり、さらにその中には、「出来事のほとんどがそうだ」と主張する者がいるが、これは彼らの中でも極端な者である。また彼らの中には「明文は明示的・暗示的に出来事を扱っている。人々の中にはその証拠 (adilla) を理解しない者や明文が届かない(伝承などが伝わっていない)者がおり、たとえ明文がその出来事を扱っていたとしても、類推が必要である」と、また「断定的な(qat'ī)な明文や意味上の (ma'nawī) 類推のそれぞれは法源であり、修練者 (sālik) が彼に可能な限りを行く (yasluku) ような道 (tarīq) であり、それら(断定的な明文と意味上の類推)はどちらか一方が誤っていない限り矛盾しないような一致したものである」と言う者がいる。そしてこの説が他のものよりも[真実に]近い。

個別的 [知識] は、例えば立法者 (al-Shāri‘, アッラー) が全ての礼拝者についてキブラの方向をそれぞれ適切に明文として伝えることや、全ての裁判官が全ての証人の信憑性 (‘adāla) を [正確に判断すること] が不可能であるということのように、それらの個々について明文にすることは [事例が無限に存在するため] 不可能であり、それらのためには課題の確定 (taḥqīq al-munāt) と呼ばれる学的究明が必要である。

そのようであるのだから、たとえ彼らが個別的なものについてイマームの無謬性を主張しても、これは論理の誇張 (mukābara) であるし、[実際にイマームたちのうち] 誰も主張しない。アリー——彼にアッラーが嘉し給わんことを——は、彼への裏切りや無能さなどが彼に明らかかな者などと近しくしていたこともあり、後に「我々は誤っていた」と [後になって] 言った証人たちの証言によってある男 [の腕をハッド刑として] 切断し、「もしおまえたち (証人) が故意に [嘘の証言を] したと知ればおまえたちの腕を切断しただろう」と言ったりもした。

同様に、両真正集によると、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は言った。「おまえたちが相争って私に訴え出て、もしもおまえたちのある者が他方よりも論証することに雄弁であったならば、私は私が聞いた方 [の証言] をもとに判決を下すだろう。その兄弟よりも私がある権利において [不当に] 有利な判決を下した者は、それ (有利に判決を得た分) を取るな。私はまさしく地獄の炎の一片を分け与えるのである」⁶⁾。

善の民の一団は悪の民を非難して、「ウバイリク族 (Banū Ubayriq) は食糧と鎧を盗んだ」と言った。するとある一団が来て彼ら容疑者たちの無実を訴えた。預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は彼らを擁護する者たちが正しいと推し量ったが、ついには至高なるアッラーが彼に啓示を下した⁷⁾。《アッラーがおまえに見せるものによっておまえたちが人々の間を裁けるよう、我々はおまえに真理と共に啓典を下した。裏切り者のための論者となるなかれ。アッラーに赦しを乞え。アッラーは赦し慈悲を与える者である。自身を騙す者と論争するなかれ。アッラーは不実な者と罪深き者を愛さない》(4: 105-7)。

総じて、物事には 2 種類ある。包括的な一般事象と特殊な個別事象である。特殊で個別のものは、同じこと (sharika) が起こることの想像ができない個別事例などであり、例えば、ある死者の遺産、ある証人の信憑性、ある妻の必要生活費 [の額]、ある夫との離婚の発効、ある犯罪者に対するハッド刑の施行などである。以上は、預言者にもイマームにも、人の誰にもその個々の全てについて明文化することは不可能なものである。というのも、人間の認知や表現では、人類の諸行為や諸個性のそれぞれについて知ることができないためである。人はそれらすべてをアッラーの語りによって知ることができないのである。せいぜい可能なことは、包括的で一般的な事象を想起することである。

預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が「私は全ての言葉と共に送られた」⁸⁾と言

⁶⁾ Bukhārī 2001, vol. 3, 180; vol. 9, 25; 69; Muslim 1991, vol. 3, 1337-8.

⁷⁾ イブン・タイミーヤに師事した歴史家であるイブン・カスィール (Ibn Kathīr, d. 1373) は *Tafsīr al-qur’ān al-‘azīm*, vol. 2, 404-7 で啓示の契機について同様に伝えている。

⁸⁾ Bukhārī 2001, vol. 4, 54; vol. 9, 46-7; 91-2; Muslim 1991, vol. 1, 371-2.

ったように、包括的で一般的な命題について以外にイマームは彼の臣民の全てに命令と禁止をすることはできない。同じく、代理人を任命するときも、包括的で一般的なこと以外を彼に委任することができない。そして、それらの一般的なものの下位に個々の事象が入る、あるいはより包括的なものの下位により特殊な種類のものが入ることを考えると、ある時は正しく、別の時は誤っているかもしれないとはいえ、統治者の見解や学的究明が必要である。

個別的な事象の全てについての無謬性 [が必要であると] 仮定するのであれば、その個々のものについて代理人たちの無謬性を仮定することになるが、これは必然的に理性ある者が一致して否定する。もし一般的なもので十分であるならば、我々の預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が携えてやってきたもののように、預言者はその一般的なものについて明文化することが可能である。女性たちのうち [婚姻が] 禁じられる者と許される者について想起すれば、叔父の直系卑属、叔母の直系卑属、伯父の直系卑属、伯母の直系卑属——部族連合章 (クルアーン 33 章) でこれら四つについて述べられたように——を除外して、男性の親族である女性は [婚姻が] 禁じられる。また、飲料について酩酊作用のあるものは禁じられるが、酩酊作用のないものは禁じられないということなどがある。

禁止事項 (muḥarramāt) は次のアッラーの言葉に尽きる。《言え。我が主の禁じたものは、醜行の明らかなものと内面的なもの、罪と、権利なくしての侵害、権威を降し与えていないものをアッラーに同位者として配すこと、アッラーについて知らないことを述べ立てることのみである》(7:33)。血、死肉、豚肉 [を食べること] など、包括的で制限がない (mutlaq) 禁止事項として禁止されたものは [上記の章句に明記されるものとは異なり]、ある時は許されず、またある時は許される。

義務行為 (wājibāt) の全ては、アッラーの言葉《言え。我が主は公正を命じた。また全てのモスクにおいておまえたちの顔を [キブラの方角に] 向けよ。そして彼に信仰を捧げて一心に祈れ》(7:29) との章句にあり、義務行為は全てアッラーの権利と彼の僕 (人間) の権利に尽きる。アッラーの僕に対する権利は、[人々が] 彼に服従し、彼に何物をも同位者として配さないことである。人間の権利は [アッラーの] 正義 (‘adl) である。両真正集によるとムアーズ⁹⁾——アッラーが彼を嘉し給わんことを——を通じて伝えられるには、彼は言った。「私はアッラーの使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——の [乗る駄獣の] 後部に乗っていた。[預言者は] 言った。『ムアーズよ、アッラーの僕に対する権利が何かおまえはわかるか』。私は言った。『アッラーと彼の使徒が最もご存じです』。[預言者は] 言った。『アッラーの人間に対する権利は [人間が] 彼に服従し、何物をも彼に同位者として配さないことである。ムアーズよ、[人間が] これらのことを行うとき、アッラーに対する人間の権利が何であるかわかるか』。私は言った。『アッラーとその使徒が最もご存じです』。[預言者は] 言った。『彼らのアッラーに対する権利は、罰されないことである』⁽¹⁰⁾。

⁹⁾ 預言者の教友の一人であるムアーズ・イブン・ジャバル (Mu‘adh ibn Jabal, d. 639/40) を指す。マデューナのハズラジュ族の出身であり、ヒジュラ以前に入信した [医王 2002, 958]。

⁽¹⁰⁾ Bukhārī 2001, vol. 8, 105; vol. 9, 114; Muslim 1991, vol. 1, 58-9.

そしてアッラーは [クルアーン 7章 33節で] 醜行 (*fawāḥish*) と侵害 (*baghy*) の諸種類を、また別の箇所において僕の権利の諸種類を分類した。遺産についても分類し、相続権のある者とない者を、また割当相続 (*fard*) とアサバ化 (*ta'sīb*)⁽¹¹⁾によって相続人に権利のあるものは何かを明らかにした。また、婚姻が許される者と禁じられる者についてなども区分した。

諸種類を扱うような一般的明文を [示すことをイマームが] できるとしても、イマームよりも使徒の方がこれについてより相応しい。もし「[一般的明文を示すことは] 不可能だ」と言われたならば、イマームは使徒よりもこのことについてより無力である。

特定の禁止事項についてそれを明文化する方法は、使徒にもイマームにもない。そうではなく、それについては学的究明が必要なのである。預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が「裁判官が学的究明を行い、正しかったならば二つの報奨が、誤っていたとしても1つの報奨が彼にある」⁽¹²⁾と言ったように、学的究明者 (*al-mujtahid*) はある時はそれについて正しく、また別の時は誤ることもある。また同じく、裁判官からある特定の問題について最善 [の解決] を選択するように託された調停者であって、クライザ族 (*Banū Qurayza*) の戦闘員の殺害とその一族の子息の捕虜化 (奴隷化) という判決を下したサアド・イブン・ムアーズ (*Sa'd ibn Mu'adh*, d. 626/7) に対して、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が「おまえは彼らについて7つの天の上にはいっしやるアッラーの判決をもって判決を下した」⁽¹³⁾と言った。また同じく、[預言者は] 遠征隊 (*sarīya*, 預言者が参加しない軍) や征服隊 (*jaysh*, 預言者の参加する軍) に司令官として派遣された者に対して次のように言っていた。「おまえが皆の民 (敵) を包囲し、彼らがアッラーの判決を彼らに下すようおまえに求め、おまえはアッラーの彼らに対する判決がいかなるものかわからなかったならば、それでもおまえの判決かあるいはおまえの仲間の判決を彼らに下せ」⁽¹⁴⁾。[以上] 三つのハディースは真正集に収録されている。

以上から明らかになることは、イマームの無謬性には、使徒の無謬性によって得られたもの以外の公益はなかったということである。アッラーに賞賛と慈悲があらんことを。実際の出来事もこれを傍証している。スンナとハディースへの追従、教友への追従へ向かうすべての者は

⁽¹¹⁾ イスラーム法学において法定相続人に含まれる者とは、生存配偶者、血族、マウラー (解放奴隷の主人)、国庫である。このうち血族については割当相続人 (*aṣḥāb al-farā'id*) と、残余相続人もしくはアサバ (*aṣaba*)、非アサバに分けられる。アサバは本来、被相続人の男性男系血族を指し、彼らにのみ相続を認めていたが、イスラーム以後クルアーンまたはその解釈により修正が加えられ、固定された相続分を割り当てられた相続人である割当相続人が認められるようになった。また、被相続人から見てあるアサバと同じ血縁関係を有する女性はそのアサバの半分の相続分を得るという規則があり、このように女性をアサバに転化することを「アサバ化 (*ta'sīb*)」という [柳橋 2005, 491-3]。

⁽¹²⁾ Bukhārī 2001, vol. 9, 108; Muslim 1991, vol. 3, 1342.

⁽¹³⁾ クライザ族はヒジュラ以前のヤスリブ (マディーナ) の主要なユダヤ教徒部族であったが、塹壕の戦い (627年) でマッカ軍がマディーナを包囲する中、マッカ軍と内通していたとの嫌疑がかかり、25日間の包囲の末無条件降伏した。サアド・イブン・ムアーズはヒジュラ後に入信した教友のひとりであったが、この際クライザ族の処遇について預言者から一任された [Watt 2012]。また、語句の差異はあるものの、同義の伝承が Bukhārī 2001, vol. 4, 67などに収録されている。

⁽¹⁴⁾ 語句は異なるが同義の伝承が Muslim 1991, vol. 3, 1356-8に収録されている。

より〔真実に〕近く、現世と来世におけるそれらの公益はより完全であり、それ（スンナ、ハディース、教友）からより遠い全ての者はその正反対であると我々は考える。

シーア派は無謬者への追従からもっとも縁遠い人々である。無謬者というのは無謬性に疑いのない者、すなわち、福音者として、警告者として、アッラーの許しによりアッラーを〔信仰するよう〕布教し、啓蒙の灯として導き、正しい宗教——それは人々を暗闇から光へと連れ出し、力強く賞賛される道へ導き、真実と誤謬、導きと迷い、逸脱と正道、光と闇、幸運の民と不運の民を分かつものであり、〔アッラーは〕それを不運や幸運へと僕を分類するものとなし、ゆえに幸運の民はそれによって安全である者であり、不運の民はそれを虚偽とみなしそれへの服従に背いた者である——と共に〔アッラーが〕遣わしたアッラーの使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——である。シーア派は、無謬なるイマームやそのほかの言説を主張する者たちであるが、この無謬者（預言者）への追従から最も遠い集団である。彼らが現世と来世の公益から最も遠い人々であり、果ては最も不正で最も迷える王の政治下にある者すらも実に彼らよりはましであり、彼らは彼らに属さない者の政治のもと以外では善のうちにいることはない、必ずやわかるだろう。

これゆえに彼らはユダヤ教徒と多くの状態において似通っている。《彼らはどこでみつけられても屈辱に囲まれる。アッラーからの絆と人々からの絆による以外は》(3: 112)。《彼らは惨苦に囲まれる》(3: 112)。よって彼らは無謬ではない一部の統治者との絆にすぎることによってしか地上に生活することはない。

彼らには、自身の心の中にあるものとは異なることを開示するようなイスラームへの関わり方が必要である。クルアーンとスンナのもたらしたものは、アッラーが見せる地平線と彼ら自身の中の徴（al-āyāt）がその証拠となる。至高なるアッラーは言った。《いずれわれらは彼らに地平線と彼ら自身の中に入れらの徴を見せるであろう。彼らにそれが真理であることがはっきりするように》(41: 53)。

〔アッラーが〕我々に見せたものには、彼ら（十二イマーム派）が主張する無謬なるイマームの道よりも彼らの宗教と現世においてより正しい、無謬なるアッラーの使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——に追従する者たちの伝承がある。〔十二イマーム派は〕使徒に追従する者であると彼らが主張したとしても、彼らは彼の言説や行為や状態に最も無知な人々なのである。

私が述べた以上のことは、この世界に限った⁽¹⁵⁾調査の全てである。また、信頼における伝承者（thiqāt）——彼らはその状態を知らせた人々の住む土地について、彼らは多くの知見を持つ——がそれを明らかにするものを既に私に伝えた。

例えば、ヒジャーズや、シリアの周辺地に無謬者を信奉するラーフィダ派がいる。キスルワーン山（jabal al-Kisrwan）などのシリアの周辺地にいる者の状態を我々は見、また彼ら以外についての情報を得たが、現世と来世における彼らの状態よりも劣悪な集団を我々は世界に見たこ

⁽¹⁵⁾ waḥda-hu の誤表記と考えて訳出した。

とがない。いかなる王であれ、彼らがその政治のもとにある方が、[現状の] 彼らの状態よりも良いだろう。

使徒以外に対して神性や預言者性を主張する極端派 (al-ghulāt) であるヌサイリー派 (al-Nuṣayrīya) ⁽¹⁶⁾やイスマール派 (al-Ismā'īliya) ⁽¹⁷⁾など、あるいはこのすべてを断念してイスラームの宗教を信じてはいるイマーム派 (al-Imāmīya) ⁽¹⁸⁾やザイド派 (al-Zaydiyya) ⁽¹⁹⁾のような、異端者 (malāhida) の状態よりも、不信仰者の王の政治のもとにある者の状態の方が現世と来世においてより良いだろう。

全ての集団はスンナ派の王の政治のもとにあるが、その王がたとえ現世と来世において最も不正であったとしても、その状態は彼ら (シーア派) の [本来の] 状態よりも良い。スンナ派が共有し、またラーフィダ派とは一線を画するものである事柄によって、いくつかの観点において都市とその住民の公益が成り立っている。もしくはラーフィダ派が共有し、またスンナ派と一線を画する事柄によっては、いかなる都市や村の公益も成り立たない。スンナ派であれ不信仰者であれ、他者に援助を要請することを必要とすることなしに、ラーフィダ派が都市や村の住民を制することはない。

スンナ派と異なり、ラーフィダ派は、ユダヤ教徒が彼らだけでは彼らの諸事を成り立たせられないと同様に、彼らだけでは彼らの諸事を成り立たせられない。スンナ派住民からなる多くの諸都市は彼らの現世と来世 [に関わる諸事] を実行し、至高なるアッラー——彼に賞賛あれ——のおかげで彼らは不信仰者やラーフィダ派を必要としなかった。

3人のカリフ (アブー・バクル、ウマル、ウスマーン) は征服拠点都市 (amṣār) を開き、宗教をマシュリクの地にもマグリブの地にも顕示したが、ラーフィダ派は彼らと共にいなかった。彼ら (カリフ) の後のウマイヤ家の人々は多くがアリーから離反し、ある者たちは彼を侮辱したが、マシュリクの地からマグリブの地まで、イスラーム [が今では信仰されている] 諸都市を全て征服し、その時代のイスラーム [の支配領域] はその後の時代よりもはるかに大きく、アッバース朝が押し寄せて彼らの王朝が滅亡した後は [それ以上] 広がらなかった。「クライシュの鷹」と呼ばれたアブドゥッラフマーン・イブン・ヒシャーム ('Abd al-Rahmān ibn Hishām, r. 756-88) ⁽²⁰⁾は西へ行きマグリブ地方に入り、彼と彼の後の [世代の] 者は西の地を治めた。彼

⁽¹⁶⁾アラウィー派 (al-'Alawīya) とも呼ばれ、十二イマーム派で初代イマームとされるアリーを神格化したことで知られる。

⁽¹⁷⁾十二イマーム派と異なり第7代イマームをイスマール (Ismā'īl ibn Ja'far, d. 762) とする一派である。イスマール派の分派の一つであるドゥルーズ派はファーティマ朝第6代カリフであるハーキム (al-Hākim bi-Amr Allāh, r. 996-1021) を神格化したことで知られている。

⁽¹⁸⁾イマーム派とは、ムハンマド・バーキルやジャアファル・サーディク (Ja'far al-Ṣādiq, d. 765) をイマームとするシーア派の分派を指す。ここでは文脈上、直前部でイスマール派と言及される集団を除外し、主に十二イマーム派を意図した表現と考えられる。

⁽¹⁹⁾アリーの曾孫にあたるザイド・イブン・アリー (Zayd ibn 'Alī, d. 740) を第5代イマームとした一派である。イマームの要件として、先代のイマームからイマーム位を継承されるのではなく、ハサン家あるいはフサイン家であることを条件に武力蜂起の指導者であることを重視する。

⁽²⁰⁾後ウマイヤ朝初代アミール。ウマイヤ朝第10代カリフであるヒシャームの孫にあたる。

らはそこでイスラームを顕示し打ち立て、彼らと境界を接する不信仰者たちを防ぎ、彼らには人口に膾炙した、現世と来世[の諸事を実行する]政治があった。

彼らはイラクの人々の諸学説、ましてシーア派の言説からは最も遠い人々であり、マディーナの人々の学説に依拠していた。イラクの人々はアウザーイーとシリアの人々の学説 (*madhhab al-Awzā'ī wa ahl al-Shām*) に依拠していた。また彼らはハディースの徒 (*ahl al-ḥadīth*) の学説を強固にし、そのうちのある者たちは多くのことにおいて[ハディースの徒の学説を]援助した。彼らはシーア派の学説から最も遠い人々の一つである。彼らの中にはハーシム家やフサイン家の人々も多くおり、さらにその中にはスナナ派 (*ahl al-sunna wa al-jamā'a*) の指導層となった者もいた。

次のように言われる。彼らの中にはアリーについて黙し、彼をカリフ位において4人目とみなさなかつた者もいる。というのも、ウンマは彼のもとに結集せず、シーア派がするようには彼を[カリフ位に]連なるものとしなかつたからである。

西のウラマーのある者たちは征服活動について大著を著し、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——の征服活動や彼の後のカリフであるアブー・バクル、ウマル、ウスマーンの征服活動を記述したが、アリーについては彼の時代に征服活動はなかつたため、彼への愛や親しみを伴って記述することはなかつた。

スナナ派のウラマー——マーリク (*Mālik ibn Anas*, d. 795) とその信奉者たち、アウザーイー (*al-Awzā'ī*, d. 774) とその信奉者たち、シャーフイー (*al-Shāfi'ī*, d. 820) とその信奉者たち、アフマド・イブン・ハンバル (*Aḥmad ibn Ḥanbal*, d. 855) とその信奉者たち、アブー・ハニーファ (*Abū Ḥanīfa*, d. 767) とその信奉者たちなど——は皆、カリフたちを愛し、親しみをもち、彼らのイマーム位を確信し、彼ら(カリフたち)の誰であろうと悪く述べる者を斥け、アリーやウスマーンなどに、ラーフィダ派やハワーリジュ派⁽²¹⁾が言うような[誹謗を]述べることを許されることだと考えなかつた。

ハワーリジュ派やラーフィダ派の諸集団は、マシュリクやイスラームの諸地域の多くに行つたのと同じようにマグリブに行き着いたが、それらの諸都市の[人々の]信条には、これらの諸学派の何一つも留まることはなかつた。むしろ、ある時そこにこれらの学説の何かが現れたとき、ムハンマド——彼にアッラーの祝福と平安あれ——に携えられてもたらされた、彼らの[学説の]無効性を明らかにするような導きや宗教の真理をアッラーが打ち立てた[ため広まることはなかつた]のだ。

ウバイドゥッラー家 (*banū 'Ubayd*)⁽²²⁾はシーア派主義を誇示して、彼らはマグリブに[領土を]占有し、マフディーヤ (*al-Mahdiyya*)⁽²³⁾を建設した。その後エジプトへ行き、そこを200年

⁽²¹⁾ 十二イマーム派はアブー・バクル、ウマル、ウスマーンのイマーム位を否定し、一方ハワーリジュ派はウスマーン、アリーのイマーム位を否定する。

⁽²²⁾ イスマーイール派を奉じるファーティマ朝を成立させた一族を指す。初代ファーティマ朝カリフであるアブドゥッラー・マフディー (*'Abd Allāh al-Mahdī bi-Allāh*, r. 909-34) はウバイドゥッラー (*'Ubayd Allāh*) と呼ばれることもある。

⁽²³⁾ 現在のチュニジアに位置する沿岸都市であり、エジプトへ移るまでファーティマ朝の中心都市で

占有し、ヒジャーズやシリアを100年程占有し、またバサースィーリーの戦い (fitna al-Basāsīri)⁽²⁴⁾でバグダードを支配した。彼らには、東の地や西の地の異端者たちや、彼らよりも逸脱 (bida') や欲望 (ahwā') を愛する人々が結集したが、これにもかかわらず、彼らはスンナ派の人々を必要とし、彼らをおだて、信仰隠し (taqīya) をする必要があった。

このようにラーフィダ派の資本となるものは信仰隠しである。これは、偽善者 (munāfiq) がするように、内心に秘めたものとは異なるものを露にすることである。ムスリムたちはイスラーム初期、[勢力の] 脆弱さと [信仰者数の] 少なさを極めていたが、彼らの宗教を隠すことなく露にしていた。

ラーフィダ派は、至高者の言葉である以下の節を [信仰隠しの根拠として] 認識していると主張する。《信仰者たちは、信仰者たちを差し置いて不信仰者たちを後見人としてはならない。そしてそれを為す者がいれば、彼はいかなる点でもアッラーと縁がない。ただしおまえたちが彼らを恐れて身を護る場合は別である。そしてアッラーはおまえたちに彼自身を警戒させたまう》(3:28)。そして、大衆への不信仰者宣言 (takfir al-jumhūr) について彼らには2説あるものの、彼らは自身たちが信仰者たちであり、キブラの民 (イスラーム教徒) の残りの者は不信仰者たちであると主張する⁽²⁵⁾。しかし私は次のことを見た。彼らのイマームたちの複数人が、大衆の不信仰や、彼らが棄教者 (murtaddūn) であること、また彼らの地が棄教の地であることをその本やファトワーの中で公言し、またその地の液体は不浄 (najāsa) であるという法判断を下した。また、生まれながらの棄教者はイスラームへの回帰が受け入れられないために、彼らのうち大衆の言説に移りその後改悛 (tāba) した者の改悛は受け入れられないという判断を下した。

イスラームからの棄教者についてのこの [言説] はサラフの一部の説であり、これはイマーム・アフマド [・イブン・ハンバル] から伝えられたものである。彼らは、「棄教者とは、ムスリムとして生まれた者とは異なり、不信仰者であったがイスラームに入信し、その後不信仰に戻る者である」と言う。そして彼ら (十二イマーム派) はこれをウンマの [彼ら以外の] 残りの者に当てはめる。よって彼らにとって [十二イマーム派以外は] 不信仰者なのであり、彼ら (十二イマーム派) の中で [大衆の] 学説を信奉するようになった者は棄教者なのである。

次の節は彼らの論拠であるが、この節は預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——と共にいた信仰者に初めて語られたものであり、彼らに対して《信仰者たちは、信仰者たちを差し置いて不信仰者たちを後見人としてはならない》(3:28) と言われた。この節はウラマーたちの

あった。

⁽²⁴⁾ ブワイフ朝末期、シーア派を信仰していたとされるバサースィーリー (d. 1059) がファーティマ朝の援助を受けてバグダードを攻略した戦いである [Canard 2012]。

⁽²⁵⁾ ここで述べられるイブン・タイミーヤの理解は必ずしも正確ではない。十二イマーム派法学において、十二イマーム派に属さないムスリムは「敵対者 (nāsib)」と「反対者 (mukhālif)」に二分される。前者はイマームあるいは十二イマーム派信徒に対して敵意を向ける者を指し、不信仰者と認定される。一方後者は敵対者以外の非十二イマーム派ムスリムを指すが、彼らは必ずしも不信仰者とはみなされない。反対者の中でも特にイマームたちにイマーム位があるということを知らない者や、宗教を問わず知性の劣る人々を「ムスタダフ (mustad'af)」と呼称し、彼らについて火獄からの救済の可能性が残されているとされる [平野 2021, 103-20]。

[見解]の一致によるとマディーナ期(ヒジュラ後)のものである。イムラーン家章(第3章)は、雌牛章や(第2章)女性章(第4章)や食卓章(第5章)と同様に、全てマディーナ期のものである。

預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——の時代に生きていたマディーナの信仰者たちは誰も信仰を隠すことはなく、大衆の中でラーフィダ派がするように自身が信仰者であることを不信者に対して明らかにしないことはなかったということが知られている。

クルアーン注釈者たちは、その節が、あるムスリムたちが不信者たちへの懇意(muwadda)を示すことを意図したことが原因で下り、彼らにそれは禁じられたのだということにおいて見解が一致している。[十二イマーム派は]大衆に対して懇意を示さない。ダッハーク(al-Ḍaḥḥāk ibn Mazāḥam, d. 720-5)が、イブン・アッバース(Ibn 'Abbās, d. 687)から伝える伝承によると、イバーダ・イブン・サーミト('Ibāda ibn al-Ṣāmit, d. 655)はユダヤ教徒と同盟関係があった。彼は言った。「アッラーの使徒よ、私には500人のユダヤ教徒がいます。彼ら[の力を借りること]によって敵を制圧しようと思いました」。そしてこの節が下されたというのである。

アブー・サーリフ(Abū Ṣāliḥ, d. 719/20)の伝承によると、偽善者たちであるアブドゥッラー・イブン・ウバイイ('Abd Allāh ibn Ubayy, d. 631)とその仲間たちはユダヤ教徒と親しくし、彼らに情報をもたらし、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——に打ち勝つことを望んでいた。こうしてアッラーは彼らの行いに類することを信仰者たちに禁じたというのである。

また、イブン・アッバースから伝えられるところによると、ユダヤ教徒の民がアンサールの民と、彼らが宗教から離れるよう魅了するために密かに[交流して]いた。そこで一部のムスリムは[アンサールの民に]そのようなことを禁じて「彼らを避けよ」と言った。すると[アンサールの民は]断り、この節が下されたというのである。

ムカーティル・イブン・ハイヤー(Ḥayyān, d. 766/7)とムカーティル・イブン・スライマーン(Muqātil ibn Sulaymān, d. 767)から伝えられるところによると、ハーティブ・イブン・アビー・バルタア(Ḥāṭib ibn Abī Balṭa'a, d. 650/1)たちについて下されたという。彼らはマッカの不信者たちに懇意を示しており、アッラーが彼らにそのようなことを禁じた。

しかしラーフィダ派はスナナ派への懇意を最も示す人々であり、彼らの誰も自身の宗教をあらさまにしない。果ては教友(ṣaḥāba)の徳[にまつわる逸話]を暗記するほどである。[スナナ派への]賞賛とラーフィダ派への嘲りによって得るものがあるから、彼らはスナナ派に媚びるのだ。そして彼らは誰も、信仰者たちが彼らの宗教を多神教徒や啓典の民に示していたようには、彼らの宗教を示さないのである。よって彼らはこの節を実践することから最も遠い人々であることが知られる。

至高者の言葉《ただしおまえたちが彼らを恐れて身を護る場合は別である》(3:28)についてムジャーヒド(Mujāhid, d. 722)は「協働(muṣāna'a)以外である」と言った。

畏れ(al-tuqā)とは嘘をつき心にもないことを言葉にすること——これは実に偽善(nifāq)である——ではない。そうではなく可能な限りのことをすることである。

真正集によると預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は言った。「おまえたちのなか

で禁じられたものを見た者は、それを手（実力）によって変えよ。できなければ言葉によって。それもできなければ心によって。しかしそれは最も弱い信仰である」⁽²⁶⁾。

信仰者は、不信仰者たちや嘘つきたちの中にいるとき、無力さゆえに手によって彼らと戦うことは課されない。しかし、自身の宗教を示すにせよ隠すにせよ、嘘をついたり心にないことを言葉にしたりすることなく、可能であれば言葉によって、そうでなければすなわち心によって [不信仰者に対処しなければならない]。さらに、彼らの宗教の全てに賛同してはならない。そうではなく、ファラオ (fir'awn) の一族と女性たちのうちの信仰者——彼らは [ファラオたちの] 宗教の全てに賛同することなく、嘘をつかず、心にないことを言葉にすることなく、しかし自身の信仰を隠していた——のようであることが [実行可能な] 最大限のことである。

宗教を隠すことと、間違った宗教を示すことは別のことである。後者は、被強制者については不信仰 [を示す] 言葉を発することは許されているがために除外するが、アッラーが決して許すことのないものである。至高なるアッラーは偽善者 (al-munāfiq) と被強制者 (al-mukrah) を分け隔て給うた。

ラーフィダ派の状態は偽善者たちの状態の類であって、不信仰を強制されたものの、信仰によって心は落ち着いているような、被強制者の状態の類ではない。このような強制は人類の大部分に一般的なものではなく、不信仰の地域で捕虜になったかあるいは孤立しているムスリム [に起こること] であるが、誰も不信仰の言葉を強制されず、[実際に] そのようなことを言うこともなく、心にないことを言葉にすることもない。不信仰者たちである人々に対して、自身を彼らのひとりであると思わせるために柔和にふるまう必要があるが、それでも心にないことを言葉にすることはなく、そうではなくて心にあるものを隠すのである。

嘘をつくことと隠すことは異なる。心にあるものを隠すことは、ファラオの一族の信仰者のように、[信仰を] 開示しなくしていいようアッラーが許した場合に信仰者が用いるものである。不信仰の言葉を発する者については強制された時を除いて許されない。虚言者たる偽善者は決して許されない。しかし [自身の信仰について] 説明する際には嘘に代わる手段がある。そうしてそのような自身の信仰を隠す信仰者は、彼の信仰を知らない不信仰者たちの中にいる。さらには彼らの中にいる信仰者は愛され尊敬されることもある。というのも彼の心にある信仰は、正直さや誠実さや篤実さ、そして彼らへの善意をもって彼らに接することを必然とするからである。しかし、不信仰者たちであったエジプトの民のもとへ向かった [預言者である] 篤信者 ユースフのように、また自身の信仰を隠し、さらにムーサーを賞賛して《あなた方は男を、「我が主はアッラーである」ということで殺すのですか》(40:28) と言ったファラオの一族の信仰者のように、彼らの宗教に同調することはなかった。

しかしラーフィダ派は [他派の人々と] 交流する場合には必ず偽善を用い、その心にある宗教は、嘘や裏切り、人々への欺瞞や悪意へ彼を仕向けるような誤った宗教である。そうして [ラーフィダ派は人々を] 絶えず困惑させ、[既に人々に] 行ったものを除いて為しえる悪を残

⁽²⁶⁾ Muslim 1991, vol.1, 69.

さず [行い]、彼が知らない者の間でも嫌われる。またたとえ彼がラーフィダ派だと知らなかったとしても、偽善の印が彼の顔や言葉の調子に現れる。このため、その心を弱めるような彼の心にある偽善ゆえに、人々の弱い者たちや、彼を必要としていない者に偽善を働く (yunāfiq) ということがわかるであろう。

信仰者には信仰の力があり、その力はアッラーに、彼の使徒に、そして信仰者たちにもある。それでも彼ら (十二イマーム派) は人々 [の都合] に関係なく [人々に自分たちなりの] 信仰を要求する。彼らの卑しさは、ムスリムたちの他の集団のそれよりも多い。

至高者は言った。《まことに、我らは我らの使徒たちと信仰した者たちを現世において、また証人たちが立つ日に必ずや援ける》(40:51)。彼らは援けから最も遠いイスラーム教徒の集団であり、彼らは見放されることに最も近いのである。彼らは偽善に最も近く、信仰から最も遠いイスラーム教徒の集団であるということが知られている。信仰を持たない背教者 (mulāhida) である偽善者たちは真にラーフィダ派へ好意を寄せ、そしてラーフィダ派は他の集団よりも多く彼らへ好意を寄せるということがその徴である。

[預言者] ——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は言った。「霊は徴兵された兵隊のようである。そのうち似通った者は親しくし、そのうち相異なる者は意見を異にする」⁽²⁷⁾。イブン・マスウード (Ibn Mas'ūd, d. 650) ——アッラーが彼を嘉し給わんことを——は、「人々は自分たちの仲間たちに関連付けられた」と言った。

ラーフィダ派の霊魂と偽善者の霊魂は完全に一致し、共通し、類似した地位のものであることが知られている。これはラーフィダ派の持つ偽善によるものであり、以下のように、偽善は [本来の信仰から逸れていく] 分岐である。

両真正集によると、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は言った。「[以下の] 四つを持つ者は純然たる偽善者であり、それらの特性を持つ者には偽善という分岐がある。そしてついには [自らを] そのすみかとさせてしまう。語るときに嘘をつき、信頼されるときに裏切り、約束したときに欺き、告訴するときに不道徳を働くことである」⁽²⁸⁾。

また真正集によると、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は言った。「偽善者の徴は三つある。語るときに嘘をつき、約束するときに反故にし、信頼されるときに裏切ることである」⁽²⁹⁾。またムスリムの [収録した] 伝承によると、「たとえ齋戒し、礼拝をおこない、自身はムスリムであると主張したとしても」⁽³⁰⁾ [とも言ったとされる]。

クルアーンもこのことを証言する。アッラーは偽善者たちを一箇所のみならず、嘘言、約束を破ること、裏切りで形容した。これらの特徴はどの集団にもラーフィダ派より多くは見出せず、教友 (al-ṣahāba) に追従する純粋なスナナ派から最も遠い集団にも見出せない。[スナナ派は] 信仰の分岐に最も近く、偽善の分岐から最も遠い人々だが、ラーフィダ派は偽善の分岐に最も近く、信仰の分岐から最も遠い人々だ。それ以外の諸集団の、信仰との近さと偽善からの

⁽²⁷⁾ Bukhārī 2001, vol. 4, 133-4; Muslim 1991, vol. 4, 2031.

⁽²⁸⁾ Bukhārī 2001, vol. 1, 12; vol. 4, 102; Muslim 1991, vol. 1, 78.

⁽²⁹⁾ Bukhārī 2001, vol. 1, 12; vol. 3, 180.

⁽³⁰⁾ Muslim 1991, vol. 1, 78-9.

遠さは、彼らの慣行 (sunna) や逸脱 (bid'a) による。

これは全て、その人々 (十二イマーム派) が無謬性に疑いがない無謬者、すなわち使徒たちの封緘 (ムハンマド) ——アッラーの祝福と平安が彼とその一族にあれ——への追従から最も遠い集団であるということをはっきりさせるものである。無謬なるイマーム [を信奉せよとの] 宣教などにおける、慣行 (al-sunna) と異なる彼らの述べるものは、ウラマー (ahl al-'ilm) が述べたように、まさしく不信心者 (zindīq) である偽善者たちの異端説 (ibtidā') でしかない。

彼ら (ウラマー) のうちの何人かは次のように述べる。「ラーフィダ派の信条 (rafd) や、アリーへの [ムハンマドからの後継者] 指名や彼の無謬性の言説といった異端説を初めて奉じたのは、イスラームの宗教の腐敗を意図し、パウロがキリスト教徒に造り置いたものをムスリムたちに造り置くことを意図する、不信心者である偽善者であった⁽⁶¹⁾。しかし、キリスト教の宗教と彼らの理性の脆弱さゆえにパウロによって引き起こされたことは、[イスラームには] 引き起こされなかった。キリスト (al-Masīh) ——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が [天に] 召し上げられたとき、彼 (キリスト) の宗教を知り、知としても行としても実践する多くの人間は彼 (パウロ) に追従しなかった。メシア [が神であるという] 極端説 (ghulūw) である異端説をパウロが奉じたとき、諸集団がそのことにおいて彼に従い、彼らはメシアについての極端説を好み、王たちも彼らに加わった。そして彼らに逆らい、彼らを非難する真実の徒が立ち上がり、王は彼らのある者たちを殺し、彼らのある者たちを懐柔し、また彼らのある者たちは庵や家で隠遁した。

このウンマ——アッラーに賞賛あれ——には、真実を知る集団が常にあり続けるため、極端説によってそれを腐敗させ、もしくは真実の徒を打ち負かすということは背教者や異端者に不可能である。ただその誤りに追従する者を誤らせるだけである。

また、無謬者であると主張される者の代理人たちは個別的なものについて無謬ではない。そのようであるのならば、次のように言われる。「個別的なものについての無謬性が現実のものでなく、ただ一般的なものについての無謬性が可能であるならば、至高なるアッラーは一般的なもの明文にすることができるのであり、[そのためには預言者のみで十分であるから] それ (一般的なもの) について知るためにイマームやその他の者を必要とすることはない。また [アッラーは] 預言者 [が示す] 明文をイマーム [が示す] 明文よりも完全なものにすることができ、このとき一般的なものについても個別的なものについてもイマームの無謬性を必要としない。

第13の観点は次のように言われるものである。

⁽⁶¹⁾ イブン・サバア ('Abd Allāh ibn Saba') を示唆していると考えられる。イブン・サバアはユダヤ教からイスラームに改宗したとされる人物で、アリーの死を認めず、彼は正義をもたらすために地上に再臨する (raj'a) として崇拜したとされる。スンナ派ではイブン・サバアをイスラーム最初の異端者と見なすほか、シーア派も彼の思想を極端説 (ghulūw) であったとして非難する [Hodgson 2012]。

イマームにある無謬性というものは、おまえたちの説では至高なるアッラーは自由意志(ikhtiyār)を創造しないにもかかわらず、彼の自由意志によって服従を行い、自由意志によって罪を行わないことなのか、それともそれは「アッラーに依る」意図(irāda)の創造なのか、それとも「アッラーに」背く能力を剥奪することなのか。

もしおまえたちが一つ目を信奉するならば、アッラーは行為者の自由意志を創造しないというものがおまえたちの説であり、アッラーは無謬なる人間に対して力を行使できないということが帰結する。

もしおまえたちが二つ目を信奉するならば、能力(qudra)についておまえたちの信奉する原則が無効となる⁽³²⁾。

もしおまえたちが「アッラーに」背く能力が剥奪されると言うのならば、「無謬者は」おまえたちの説において、盲目の者が本の文字を見ることに無力であり、肢体不自由者が歩くことに無力であると同様に、罪を犯すことに無力である。

何かに無力である者は、そのことを禁止されることも命令されることもない。命令も禁止もされないのであるからその服従には報奨が相応しくない。よっておまえたちの説では、背神をしないことにおける彼への報奨はないことになり、まして服従することにおける「報奨もない」。これが「十二イマーム派の説の」欠陥の行き着くところである。

このとき、いかなるムスリムもこの無謬者よりも良いと仮定される。罪を犯して改悛するとき、改悛は「犯した罪の」悪を帳消しにし、むしろ先行する善に加えて、全ての悪を善に換えるのであるから、彼らの説においては義務賦課者の報奨は無謬者よりも良いということになる。これは彼らの言説に対して極めて矛盾する。

III. 参考文献

P. Bearman et al. (eds.), *Encyclopaedia Islam, Second Edition*, (<https://referenceworks.brillonline.com/browse/encyclopaedia-of-islam-2>)については、オンライン版を参照した。これから参照する際はESと略記する。最終取得日は全て2020年7月30日である。

Abdulsater, H. 2017, *Shi'ī Doctrine, Mu'tazili Theology al-Sharīf al-Murtaḍā and Imami Discourse*, Edinburgh, Edinburgh University Press.

Ba'ī, A. 2013, *Al-Ikhtiyārāt al-fiqhīya li-shaykh al-islām ibn taymīya*, Makkah, Dār 'Ālam al-Fawā'id.

Bukhārī, M. 2001, *Ṣaḥīḥ al-Bukhārī*, 9 vols, Cairo, Maṭba'at al-Amīriya.

Canard, M. 2012, "al-Basāsīr," ES.

⁽³²⁾ アシュアリー派は、人間の行為はアッラーが創造したものであり、人間は行為を選択し獲得する者(muktasib)であるとする。このとき人間の能力はその行為を行う前には存在せず、行為を行う瞬間のみ生じ、アッラーだけが行為に影響を与える者(mu'atthir)だとする。一方、十二イマーム派は、人間は行為を行う前からそのための能力を有しており、またその行為を意図する者(mu'rid)であると、行為に対応する能力と意図は人間に存するとする理論を奉じる [Hilli 1994, 125-32]。

- Hillī, al-‘Allāma al-. 1994, *Nahj al-ḥaqq wa kashf al-ṣiḍq*, Qum, Dār al-Hijra.
- Hillī, al-‘Allāma al-. 2004, *Minhāj al-karāma fī ma‘rifat al-imāma*, ed. ‘A. R. Mubārak, Tehran, Intishārāt-i Tāsū‘ā’.
- Hodgson, M.G.S. 2012, “‘Abd Allāh b. Saba’,” *ES*.
- Ibn Kathīr, 1997, *Tafsīr al-qur‘ān al-‘aẓīm*, 8 vols, Riyadh, Dār Ṭayyiba.
- Ibn Taymīya. 1986, *Minhāj al-sunna al-nabawīya fī naqd kalām al-Shī‘a al-Qadarīya*, ed. M. R. Sālim, 9 vols., Cairo, Maktabat Ibn Taymīya.
- Ibn Taymīya, n.d., *Majmū‘ al-fatāwā*, 37 vols., n.p.: s. n.
- Kohlberg, E. 1979, “The Term ‘Rāfiḍa’ in Imāmī Shī‘ī Usage,” *Journal of the American Oriental Society* 99, 1-9.
- Muslim, 1991, *Ṣaḥīḥ Muslim*, 5 vols, Cairo, Dār Iḥyā’ al-Kutub al-‘Arabīya.
- Watt, W. 2012, “Sa‘d b. Mu‘ādh,” *ES*.
- 医王秀行 2002, 「ムアーズ・イブン・ジャバル」『岩波イスラーム辞典』(大塚和夫ほか編, 岩波書店), 958.
- 中田考 2014, 『日垂対訳クルアーン: 「付」訳解と正統十読誦注解』, 作品社.
- 西山尚希 2020, 「イブン・タイミーヤ著『スンナの道』第3章第1節翻訳(1)」, 『イスラム思想研究』, 第2号, 88-105.
- 平野貴大 2021, 「十二イマーム派における他宗派信徒の救済の可能性」, 『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』, 第52号, 103-120.
- 柳橋博之 2005, 「第6章相続法の概要」, 『現代ムスリム家族法』(柳橋博之編著), 日本加除出版, 491-510.

(東京大学大学院人文社会系研究科修士課程/
Master’s Student, Graduate School of Humanities and Sociology,
The University of Tokyo)